

令和 8 年度山形県冬期道路管理コールセンター導入（試行）業務委託  
公募型プロポーザル募集要領

1 目的

本要領は、令和 8 年度山形県冬期道路管理コールセンター導入（試行）業務の委託契約について、公募型プロポーザル方式による企画提案の募集に必要な事項を定めるものとする。

2 委託業務に関する事項

(1) 業務の名称

令和 8 年度山形県冬期道路管理コールセンター導入（試行）業務委託

(2) 業務の内容

別添「令和 8 年度山形県冬期道路管理コールセンター導入（試行）業務委託 企画提案募集仕様書」（以下、「企画提案募集仕様書」という。）のとおりとする。

(3) 委託の期間

契約の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(4) 提案上限額

9,559,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 応募資格に関する事項

(1) 応募の資格は、以下の項目のすべての要件を満たす事業者とする。

- ①山形県内に主たる営業所（名簿に登録された本店の所在地又は受任者の所在地にある営業所）を有すること。
- ②地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者及び同条第 2 項の規定に基づく山形県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- ③申請日において、山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）及び消費税を滞納していないこと。
- ④雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入していること（加入する義務のない者を除く。）。
- ⑤1 年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- ⑥山形県競争入札参加資格者指名停止要綱（平成 15 年 4 月 1 日施行）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- ⑦山形県財務規則（昭和 39 年 3 月県規則第 9 号。以下「規則」という。）第 125 条第 5 項の競争入札参加者名簿（様式第 104 号によるものに限る。）の「土木関係建設コンサルタント業務」に係る「道路」で登録されていること。
- ⑧山形県暴力団排除条例（平成 23 年 8 月 1 日施行）の規定により、次のいずれにも該当しないこと。
  - イ 役員等（参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号

に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

⑨会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく構成又は再生手続きを行っていないこと。

## （2）失格事項

次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格とする。

また、受託者候補を決定した後、契約の締結前までに当該選定者に同失格事由が発生した場合も同様とし、その場合の取扱いについては、山形県が設置する「令和8年度山形県冬期道路管理コールセンター導入（試行）業務委託に係る公募型プロポーザル方式による企画提案選定委員会」（以下「委員会」という。）において協議し決定することとする。

- ①本要項に定めた資格・要件が備わっていないとき。
- ②提出書類の提出期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- ③提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど適合しないとき。
- ④提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- ⑤見積金額が県の提示する提案上限額を上回るとき。
- ⑥提案に関しての不正行為があったとき
- ⑦その他、委員会において不適切と認められた場合

## 4 企画提案に対する評価基準等

（1）審査は、山形県が設置する委員会において、企画提案書を審査する。その際、提案者によるプレゼンテーションを行うものとする。

（2）評価は以下の審査項目により行う。なお、審査項目毎の配点及び審査の視点については、別添「企画提案評価基準」を確認すること。

- ①業務遂行能力
- ②業務体制
- ③独創性

## 5 企画提案書等に関する事項

（1）企画提案参加申込書の提出

当公募への参加を希望する者は、期限まで下記のとおり提出すること。

- ①提出書類

### 企画提案参加申込書（様式1）

#### ②提出方法 郵送又は持参すること

- ・持参の場合は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日及び土曜日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く）に提出先に持参すること。
- ・郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法に限り、提出期限必着とする。

#### <再委託がある場合>

再委託事業者の事業者概要書（様式2）：1部

#### ③提出期限 令和8年4月10日（金）17時まで

#### ④公募参加資格要件の審査及び通知

企画提案参加申込書及び参加資格要件に係る申請書を受理した際は、参加資格の審査結果（適合又は不適合）を令和8年4月17日（金）までに文書により通知する。

参加資格について不適合の通知を受けた者は、当公募へ参加することができない。なお、不適合の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して5日以内に、書面により参加資格がないと判断された理由について説明を求めることができる。

## （2）企画提案書の提出

前項の審査の結果、適合の通知を受けた者は、以下のとおり企画提案書等の提出書類を期限までに提出することができる。

#### ①提出書類

- ・企画提案書（様式3） 提案書に記載する内容については企画提案作成要領を参照。
- ・見積書

#### ②提出部数

正本1部及び記名、押印のない副本3部を提出する。

#### ③提出方法 上記（1）②に同じ。

#### ④提出期限 令和8年5月1日（金）17時まで

## 6 提出先及び問合せ先

山形県県土整備部道路保全課 管理調整担当

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号

電話 023-630-2904 FAX023-630-2603

メールアドレス：ydorhozen@pref.yamagata.jp

## 7 企画提案書等に関する質問

### （1）質問方法

企画提案書の作成に係る質問等は、質問書（様式4）を作成し、原則電子メールにて行うものとし、件名を「【質問】令和8年度山形県冬期道路管理コールセンター導入（試行）業務」として、6提出先及び問合せ先まで提出すること。

### （2）質問期限

令和8年4月23日（木）17時まで

(3) 質問等への回答

参加申込書の提出があった全社に対し電子メールにより回答する。ただし、独自提案等に関する質問については、当該質問者のみへの回答とする。

8 失格事由

次のいずれかに該当するとき、その者の提案は無効とする。

- (1) 提案に参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に提出書類を提出しないとき。
- (3) 提案に関して談合などの不正行為、参加に際して事実と反する申込みや提案などの不正行為があったとき。
- (4) 提案者が他者の提案の代理をしたとき。
- (5) 審査委員会の委員又は担当部局職員に対して、直接又は間接的に本公募に関して援助を求めたとき。

9 最優秀提案者の決定方法

- (1) 委員会における審査により、選定委員の評価点の合算が最高点の者を、最優秀提案者として選定する。また、必要に応じ次点者を選定する。また、必要に応じて次点者を選定する。なお、評価点の合計が同一の者が2以上ある場合は、各審査員の採決により決定するものとする。
- (2) 提案者が1者のみの場合も、選定委員の評価結果により、提案の内容について契約の目的を十分に達成できるものであると判断できるときは、当該者を最優秀提案者として選定する。
- (3) 評価の結果については、提案者全員に対し書面により通知する。
- (4) プレゼンテーションの日時・場所等については、各参加者に対し別途書面にて通知する。
- (5) 提案者がいない場合は、一旦プロポーザルの実施を中止し、業務の内容等について再検討のうえ、改めて公募を行うこととする。

10 契約手続き

- (1) 審査結果に基づき、最優秀提案者と業務委託契約の締結に係る手続きを行う。
- (2) 提案書及び仕様書に記載され、審査で評価した項目については、原則として契約時の仕様書に反映するものとし、詳細については県との協議により決定する。この場合、内容や金額等について変更が生じる場合がある。
- (3) 最優秀提案者と業務委託契約条件等で合意に至らなかった場合、又は最優秀提案者が応募に関する事項の失格事項に該当し、失格することが後日判明した場合は、契約手続きは行わない。この場合、次点者と業務委託契約の締結に向けた手続きを行うことがある。
- (4) 契約にあたっては、別途契約書を取り交わすこととする。

- (5) 委託業務に係る契約手続き等は、「6 提出先及び問合せ先」に定める担当にて行う。
- (6) 契約締結後、契約内容に変更が生じる場合は、受注者はあらかじめ委託者と協議のうえ、委託者の承認を得たうえで変更することができるものとする。

## 11 全体スケジュール

・企画提案募集開始	令和8年3月30日(月)
・参加申込書提出期限	令和8年4月10日(金)
・参加資格の審査結果通知	令和8年4月17日(金)
・質問受付期限	令和8年4月23日(木)
・企画提案提出期限	令和8年5月1日(金)
・企画提案プレゼンテーション	令和8年5月上旬(別途通知)
・評価結果通知	令和8年5月中旬(別途通知)
・見積り合わせ	令和8年5月下旬
・契約予定日	令和8年5月下旬

## 12 その他

- (1) 提出書類の作成・提出及びプレゼンテーション等の提案に要する経費は、全て応募者の負担とする。
- (2) 提出のあった企画提案書については返却しない。
- (3) 企画提案参加申込書又は企画提案書の提出後、当公募への参加を辞退する場合は、書面により速やかに担当へ通知すること。
- (4) 応募できる提案の数は、一応募者につき一件とする。
- (5) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属する。
- (6) 企画提案の手續及びこれに係る事務処理において、事務局職員が必要とするときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。
- (7) 提出された企画提案書等は本件に係る審査会でのみ使用し他の目的には使用しない。